

福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年7月16日

福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号

福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成29年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第3条―第16条）

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（第17条―第26条）

第4章 補則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第3条 給料は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する正規の勤務時間によるフルタイム会計年度任用職員の勤務に対する報酬であって、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当を除いたものとする。

（会計年度任用職員給料表）

第4条 フルタイム会計年度任用職員には、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「職員給与条例」という。)第3条第1項に規定する給料表を適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(二)等級別基準職務表(別表第2)
- (3) 医療職給料表(三)等級別基準職務表(別表第3)

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項に規定する等級別基準職務表及び規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

(給料の支給方法等)

第7条 職員給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第7条第3項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、福島県職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号。以下「県給与条例」という。)第10条を例として支給する。

(給与の減額)

第9条 職員給与条例第14条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第10条 職員給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第11条 職員給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員につい

て準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(給与の端数計算)

第12条 職員給与条例第18条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第2項中「第14条」とあるのは「第9条」と、同条第3項中「第15条から前条までの規定」とあるのは「前2条の規定」と、「時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額」とあるのは「時間外勤務手当又は休日勤務手当の額」と読み替えるものとする。

第13条 職員給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「第14条から第17条までに」とあるのは「第9条から第11条までに」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 職員給与条例第18条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(期末手当)

第15条 期末手当は、6箇月以上の任期を定めて採用されたフルタイム会計年度任用職員に対して、県給与条例第17条から第17条の3までを例として支給する。

2 6箇月未満の任期を定めて採用されたフルタイム会計年度任用職員が任期終了後に再びフルタイム会計年度任用職員となった場合（任命権者を同じくするものに限る。）において、その前後の任期の合計が6箇月以上となったとき（以下この項において「支給任期到達日」という。）は、支給任期到達日の属する会計年度において、前項に規定する6箇月以上の任期を定めて採用されたフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(退職手当)

第16条 退職手当は、福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年福島県条例第35号）を例として支給する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の報酬

(報酬)

第17条 報酬は、規則で定める正規の勤務時間によるパートタイム会計年度任用職員の勤務の対価であって、第3項で規定する報酬を除いたものとする。

2 前項の報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員に適用される勤務時間と同一であるとした場合において、職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及

び職務経験等に照らして、第4条から第6条までの規定を適用して決定するフルタイム会計年度任用職員の給料月額（この項において「暫定給料月額」という。）を基準とし、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 暫定給料月額に規則で定める当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（以下「月額報酬」という。）（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 暫定給料月額に21分の1を乗じて得た額に、規則により割り振られた1日の勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額（以下「日額報酬」という。）（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、職員給与条例第15条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外手当相当報酬」という。）及び職員給与条例第16条に規定する休日勤務手当に相当する報酬（以下「休日手当相当報酬」という。）を支給する。

（報酬の支給方法）

第18条 報酬は、月の初日から末日までの期間につき、全額を支給する。

2 報酬の支給日は、翌月の10日（その日が勤務時間条例第9条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。

（報酬の減額）

第19条 職員給与条例第14条第1項の規定は、第17条第2項各号に規定するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

区分	読み替えられる字句	読み替える字句
月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員	職員	月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員
	給料の月額	月額報酬
	給与	報酬
日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員	職員	日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員
	給料の月額に12を乗じ、	第24条第2項に定める勤

職員	その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額	務1時間当たりの報酬額
	給与	報酬

(時間外勤務手当相当報酬)

第20条 職員給与条例第15条第2項及び第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条中「短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当相当報酬)

第21条 職員給与条例第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「第18条」を「第24条」と読み替えるものとする。

2 休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず、前項に規定する報酬は、支給しない。

(報酬の端数計算)

第22条 職員給与条例第18条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第2項中「第14条」とあるのは「第19条」と、同条第3項中「第15条から前条までの規定」とあるのは「前2条の規定」と、「時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額」とあるのは「時間外勤務手当相当報酬又は休日勤務手当相当報酬の額」と読み替えるものとする。

第23条 職員給与条例第19条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「第14条から第17条までに規定する全時間」とあるのは「第19条から第21条までに規定する全時間」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第24条 職員給与条例第18条第1項の規定は、第17条第2項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「給料の月額」とあるのは「月額報酬」と、「短時間勤務職員」とあるのは「月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 第17条第2項第2号に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、月額報酬を規則により定められたその者の1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第25条 第15条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、県給与条例第17条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 前項の勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復するときの費用弁償の額は、第8条の規定によりフルタイム会計年度任用職員に対して支給する通勤手当に相当する額に21分の1を乗じて得た額に、勤務した日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 第1項に規定する職務のため旅行したときの費用弁償は、福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第12号)の例による。

第4章 補則

(給与及びその他の給付の口座振込み)

第27条 給与及びその他の給付は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(休職者の給与)

第28条 職員給与条例第28条の規定は、会計年度任用職員に準用する。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例により採用された非常勤嘱託員の勤務に対する報酬及

び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 3 福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律第261号)」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 福島県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の下に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号)第17条第3項で規定する報酬を除く。))」を加える。

(福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の下に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年条例福島県後期高齢者医療広域連合第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の下に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。))」を加える。

附 則（令和 2 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条を第 29 条とし、第 27 条の次に次の 1 条を加える。

（休職者の給与）

第 28 条 職員給与条例第 28 条の規定は、会計年度任用職員に準用する。

別表第 2 及び別表第 3 中「職務内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	副主査相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第 2（第 5 条関係）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	栄養士の職務
2 級	管理栄養士の職務

別表第 3（第 5 条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師又は看護師の職務